

## ○九州女子大学学則（案）

昭和37年学園規則第1号

施行：昭和37年4月1日

最終改正：令和5年4月1日

### 第1章 総則

（目的）

**第1条** 本学は、教育基本法に則り学校教育法の定めるところにより広く知識を授けると共に、深く専門の学術を教授研究し、応用的能力展開と人格の完成に努め、我が国の文化の高揚発達に貢献する高い知性と豊かな情操を有する女性の育成を目的とする。

（自己評価）

**第2条** 本学は、その教育水準の向上を図り、本学の設置目的並びに社会的使命を達成するため、本学における教育研究活動の状況について自ら点検及び評価を行う。

2 点検及び評価を行うに必要な事項は、別に定める。

### 第2章 組織

（学是）

**第3条** 本学は、建学の精神「自律処行」、すなわち自らの良心に従い事に処し善を行うことを学是とし、この学是に則り、自ら立てた規範に従って、自己の判断と責任の下に行動できる強くてしなやかな女性を育成する。

（家政学部の人材養成及び教育研究上の目的）

**第3条の2** 家政学部は、学是「自律処行」の精神に基づき、人間生活とその環境に関する学問領域と食と栄養に関する学問領域において専門的教育・研究を行い、各専門分野の知識・技能と幅広い教養を身に付け、社会に貢献できる、豊かな人間性と高い倫理性を備えた人材を養成するため、学科の教育目標を次のとおりとする。

（1）生活デザイン学科は、人間生活とその環境に関する専門性と広い視野を有し、社会に貢献できる、豊かな人間性と高い倫理性を備えた人材の育成を目的とする。

（2）栄養学科は、食と栄養に関する専門性と広い視野を有し、社会に貢献できる、豊かな人間性と高い倫理性を備えた管理栄養士の育成を目的とする。

（人間科学部の人材養成及び教育研究上の目的）

**第3条の3** 人間科学部は、学是「自律処行」の精神に基づき、子どもの教育及び発達支援に関する学問領域と人間の心理・文化に関する学問領域において専門的教育・研究を行い、各専門分野の知識・技能と幅広い教養を身に付け、社会に貢献で

きる、豊かな人間性と高い倫理性を備えた人材を養成するため、学科の教育目標を次のとおりとする。

(1) 児童・幼児教育学科は、子どもの教育及び発達支援に関する専門性と広い視野を有し、社会に貢献できる、豊かな人間性と高い倫理性を備えた人材の育成を目的とする。

(2) 心理・文化学科は、人間の心理と文化に関する専門性と広い視野を有し、社会に貢献できる、豊かな人間性と高い倫理性を備えた人材の育成を目的とする。

(学部、学科及び定員)

**第4条** 本学に設置する学部、学科の定員は、次のとおりとする。

学 部	学 科	入学定員	収容定員
家政学部	生活デザイン学科	60名	240名
	栄養学科	90名	360名
人間科学部	児童・幼児教育学科	100名	400名
	心理・文化学科	90名	360名

(事務組織)

**第5条** 本学に、事務局、教務部及び学生部を置く。

2 事務局、教務部及び学生部の組織については、別に定める。

(附属施設)

**第6条** 本学に、次の附属施設を置く。

- (1) 九州女子大学附属図書館
- (2) 九州女子大学附属折尾幼稚園
- (3) 九州女子大学附属自由ヶ丘幼稚園
- (4) 九州女子大学附属鞍手幼稚園
- (5) 九州女子大学学術情報センター
- (6) 九州女子大学地域教育実践研究センター
- (7) 九州女子大学共通教育センター

2 各附属施設に関する事項は、別に定める。

### 第3章 教職員組織

(教職員)

**第7条** 本学に学長、副学長、教授、准教授、講師、助教、助手、事務職員及びその他の職員を置く。

#### 第4章 教授会及び評議会

(教授会)

**第8条** 本学に教授会を置く。

- 2 本学における教授会とは、学部教育運営委員会、全学教育運営委員会、教員人事計画委員会及び入学試験委員会をいう。
- 3 前項の委員会に関する事項は、別に定める。

**第9条** 削除

(評議会)

**第10条** 本学に学長の意思決定を補佐する機関として評議会を置く。

- 2 評議会に関する事項は、別に定める。

**第11条** 削除

#### 第5章 学年・学期及び休業

(学年)

**第12条** 学年は、4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(学期)

**第13条** 学年を分けて次の2期とする。

前期 4月1日から9月30日まで

後期 10月1日から翌年3月31日まで

- 2 学長が特に必要と認めた場合は、前項に定める学期の開始日及び終了日を変更することができる。

(休業日)

**第14条** 学年中の定期休業日を次のとおり定める。

- (1) 日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
- (2) 春期休業 4月1日から4月3日まで
- (3) 夏期休業 7月22日から9月22日まで
- (4) 冬期休業 12月24日から翌年1月7日まで

ただし、休業日でも実習を課し、又は特別講義を聴講させることがある。

- 2 学長が特に必要と認めた場合は、前項の休業日を臨時に変更し、又は臨時に休業日を定めることができる。

#### 第6章 修業年限及び在学期間

(修業年限)

**第15条** 修業年限は4年とする。

(在学期間)

**第16条** 在学期間は、8年を超えることができない。ただし、第21条、第22条、第23条及び第24条の規定により入学した学生は、第26条により定められた在学すべき年数の2倍に相当する年数を超えて在学することができない。

## 第7章 入学

(入学の時期)

**第17条** 入学の時期は、原則として学期の初めとする。

(入学の資格)

**第18条** 本学に入学することのできる者は、次の各号の一に該当する女子とする。

- (1) 高等学校卒業者
- (2) 通常の課程による12年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。）
- (3) 外国において、学校教育における12年の課程を修了した者、又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定した者
- (4) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
- (5) 専修学校の高等課程（修業年限が3年以上であること、その他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者
- (6) 文部科学大臣の指定した者
- (7) 高等学校卒業程度認定試験規則（平成17年文部科学省令第1号）による高等学校卒業程度認定試験に合格した者（同規則附則第2条の規定による廃止前の大学入学資格検定規程（昭和26年文部省令第13号）による大学入学資格検定に合格した者を含む。）
- (8) 本学において、相当の年齢に達し、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者

(入学者の選考)

**第19条** 本学の入学志願者に対して選抜試験を行う。

- 2 入学志願者は、入学志願書等必要書類に入学検定料を添えて所定の期日までに提出しなければならない。

(入学の許可等)

**第20条** 選抜試験に合格した者は、指定の期日までに所定の学納金を納め、保証人連署の誓約書その他所定の書類を提出しなければならない。

2 前項の手続きが終了した者に学長は、入学を許可する。

(学士入学)

**第21条** 次の各号の一に該当する者については、学長が入学試験委員会の意見を聴いて、入学を許可する。

(1) 本学の1学科又は専攻課程を卒業し、さらに他の学科又は専攻課程に入学を志願する者

(2) 他の大学を卒業し、本学に入学を志願する者

(編入学)

**第22条** 次の各号の一に該当する者については、学長が入学試験委員会の意見を聴いて、入学を許可することができる。

(1) 大学に2年以上在学し、本学の定める単位を修得した者

(2) 短期大学又は高等専門学校を卒業した者

(3) 外国において、学校教育における14年以上の課程（日本における通常の課程による学校教育の期間を含む。）を修了した者

(4) 専修学校の専門課程（修業年限が2年以上であることその他文部科学大臣の定める基準を満たす者に限る。）を修了した者で、学校教育法第90条に規定する大学入学資格を有する者

(5) その他本学において前各号に規定する者と同等であると認めた者

2 編入学に関する必要な事項は、別に定める。

(転入学)

**第23条** 他の大学から本学に転入学を希望する者については、学長が入学試験委員会の意見を聴いて、入学を許可することができる。

(再入学)

**第24条** 第41条の規定により退学した者が再入学を願い出たときは、学長が入学試験委員会の意見を聴いて、入学を許可することができる。

2 再入学に関し必要な事項は、別に定める。

(転部、転科)

**第25条** 転部、転科に関し必要な事項は、学長が別に定める。

(学士入学者、編入学者、転入学者、再入学者及び転部・転科の単位の認定及び在学年数の認定)

**第26条** 第21条、第22条、第23条、第24条又は第25条の規定により、学士入学、編入学、転入学、再入学、又は転部・転科を許可された者の既に履修した授業科目及びその単位数の取扱い、並びに在学すべき年数については、学長がこれを定める。

## 第8章 教育課程及び履修方法

(授業科目)

**第27条** 授業科目を総合共通科目、専門教育科目、自由選択科目及び留学生特別科目に分けて開設する。

2 授業科目の種類及び単位数は、別表1から別表6、別表9、別表9の2、別表9の3、別表9の4及び別表11のとおりとする。

**第28条** 前条に定めるもののほか、教職に関する専門教育科目を置く。

2 授業科目の種類及び単位数は、別表7、別表7の2及び別表8のとおりとする。

**第29条** 第27条に定める自由選択科目には、図書館司書に関する専門教育科目、学校図書館司書教諭に関する専門教育科目及びK-CIP科目を置く。

2 授業科目の種類及び単位数は、別表9、別表9の2、別表9の3及び別表9の4のとおりとする。

(授業期間)

**第30条** 1年間の授業を行う期間は、試験等の期間を含め35週にわたることを原則とし、各授業科目の授業は、15週にわたる期間を単位として行うものとする。ただし、教育上特別の必要があると認められる場合は、これらの期間より短い特定の期間において授業を行うことができる。

(単位の計算)

**第31条** 1単位は、授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修を考慮して、次のとおり単位数を定める。

(1) 講義及び演習については、15時間から30時間の授業をもって1単位とする。

(2) 実験及び実習並びに実技については、30時間から45時間の授業をもって1単位とする。

(3) 前各号の規定にかかわらず、卒業研究等の授業科目については、その学修の成果を評価するものとし、所定の単位を与える。

(多様なマルチメディアによる授業の方法)

**第31条の2** 本学は、文部科学大臣が定めるところによって、第31条に規定する講義、演習、実験、実習又は実技による授業を、多様なマルチメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。

2 前項により与えることができる単位数は、60単位を超えないものとする。

(履修方法)

**第32条** 授業科目は、各年次に配当する。学生は、原則として各年次に配当され

た授業科目を履修するものとする。

- 2 学生は、履修しようとする授業科目を毎学期始めの指定の期日までに履修申告しなければならない。

(単位の認定)

**第33条** 各授業科目の単位の認定は、試験又はこれに代わるべきものによるものとし、合格した者に対して所定の単位を与える。

- 2 前項の試験等の成績の評価は、秀・優・良・可・不可とし、秀・優・良・可を合格とする。
- 3 成績評価等については、別に定める。

(他の学部又は学科の授業科目の履修)

**第34条** 学生は、他の学部又は学科の授業科目の履修及びその単位を取得することができる。

- 2 学生は、全学の授業科目の中から指定された特定分野の授業科目を副専攻科目として、別に定めるところにより履修することができる。

(他の大学又は短期大学の授業科目の履修)

**第35条** 学生が他の大学又は短期大学の授業科目を履修することが教育上有益と認められるときは、学長は許可することができる。

- 2 前項の規定により許可を受けて履修した授業科目の単位等について60単位を超えない範囲で、本学において履修したものとみなすことができる。
- 3 前2項の規定は、学生が外国の大学等の教育施設に留学する場合に準用する。

(大学以外の教育施設等における学修)

**第36条** 学生が短期大学又は高等専門学校の特攻科における学修その他文部科学大臣が別に定める学修を受けることが教育上有益と認められるときは、学長は許可することができる。

- 2 前項の規定により許可を受けて履修した授業科目及びその単位数は、前条第2項及び第3項により修得した単位数と合わせて60単位を超えない範囲で、本学において履修したものとみなすことができる。
- 3 第1項の規定により許可を受けて大学以外の教育施設等で履修した期間は、第15条に定める修業年限に含めるものとする。

(入学前の既修得単位等の認定)

**第37条** 学生が本学に入学する前に大学又は短期大学等において履修した授業科目の修得単位を教育上有益と認められるときは、入学した後の本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

- 2 前項により修得したものとみなし、与えることのできる単位数は、編入学、転入学等の場合を除き、第35条第2項及び第3項並びに前条第2項により本学において履修したものとみなす単位数と合わせて60単位を超えないものとする。

(教育職員の免許状取得)

**第38条** 教育職員免許状を得ようとする者は、教育職員免許法（昭和24年法律第147号）及び教育職員免許法施行規則（昭和29年文部省令第26号）に定める単位数を修得しなければならない。

- 2 本学において取得できる教育職員免許状の種類は、次の表に掲げるとおりとする。

学 部	学 科	免許状の種類
家政学部	生活デザイン学科	中学校教諭一種免許状「家庭」
		高等学校教諭一種免許状「家庭」
	栄養学科	栄養教諭一種免許状
人間科学部	児童・幼児教育学科	小学校教諭一種免許状
		幼稚園教諭一種免許状
		特別支援学校教諭一種免許状
	心理・文化学科	中学校教諭一種免許状「国語」
		高等学校教諭一種免許状「国語」
		高等学校教諭一種免許状「書道」

- 3 前項に定めるもののほか授業科目及び単位の修得方法については、別に定める。

- 4 人間科学部児童・幼児教育学科に在籍する者は、原則として幼稚園教諭一種免許状又は小学校教諭一種免許状を取得しなければならない。

(保育士の資格取得)

**第38条の2** 人間科学部児童・幼児教育学科において、保育士の資格を得ようとする者は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）及び児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令第11号）に定める単位数を修得しなければならない。

- 2 前項に定めるもののほか、授業科目及び単位数については別に定める。

(保育士の養成人数)

**第38条の3** 前条に定める保育士養成人数は100名とする。

(栄養士の免許証取得)

**第39条** 栄養士の資格を得ようとする者は、家政学部栄養学科に在籍し、栄養士法（昭和22年法律第245号）及び栄養士法施行規則（昭和23年厚生省令第2号）に定める単位数を修得しなければならない。

(図書館司書及び学校図書館司書教諭の資格取得)



**第40条** 図書館司書の資格を得ようとする者は、第27条に規定する授業科目につき第47条に規定する単位数のほか、第29条別表に定める図書館司書の資格取得のための授業科目及び単位を修得しなければならない。

2 学校図書館司書教諭の資格を得ようとする者は、第27条に規定する授業科目につき第47条に規定する単位数のほか、第28条に規定する教育職員免許状と合わせて第29条別表に定める学校図書館司書教諭の資格取得のための授業科目及び単位数を修得しなければならない。

### 第9章 退学・休学・復学・転学・除籍及び留学

(退学)

**第41条** 疾病その他やむを得ない理由により退学しようとする者が退学を願い出たときは、学長が教育運営委員会の意見を聴いて、退学を許可することができる。

2 退学に関し必要な事項は、別に定める。

(休学)

**第42条** 疾病その他やむを得ない理由により3か月以上修学することができない者が休学を願い出たときは、学長が教育運営委員会の意見を聴いて、休学を許可することができる。

2 休学に関し必要な事項は、別に定める。

(復学)

**第43条** 前条の規定により休学した者が復学を願い出たときは、学長が教育運営委員会の意見を聴いて、復学を許可することができる。

2 復学に関し必要な事項は、別に定める。

(転学)

**第44条** 他の大学に転学しようとする者が受験を願い出たときは、学長が教育運営委員会の意見を聴いて、受験を許可することができる。

(除籍)

**第45条** 次の各号の一に該当する者は、学長が教育運営委員会の意見を聴いて、除籍する。

- (1) 授業料その他の学納金の納付を怠り、督促してもなお納付しない者
- (2) 第16条に規定する在学期間を超えた者
- (3) 休学期間が、連続して2年又は通算して4年を超えた者
- (4) 長期にわたる行方不明者
- (5) その他、除籍に相当すると認められる者

2 除籍に関し必要な事項は、別に定める。

(復籍)

**第45条の2** 前条第1項第1号の規定により除籍された者が復籍を願い出たときは、学長が教育運営委員会の意見を聴いて、復籍を許可することができる。

2 復籍に関し必要な事項は、別に定める。

(留学)

**第46条** 外国の大学又は短期大学に留学しようとする者が、留学を願い出たときは、学長が教育運営委員会の意見を聴いて、留学を許可することができる。

2 留学期間は1年以内とする。ただし、特別の理由がある場合は、学長は1年を限度として留学期間の延長を認めることができる。

## 第10章 卒業及び学位

(卒業)

**第47条** 卒業に必要な単位数は次のとおりとする。

家政学部生活デザイン学科	総合共通科目	30単位
	専門教育科目	76単位
	自由選択科目	18単位
	計	124単位
家政学部栄養学科	総合共通科目	30単位
	専門教育科目	94単位
	計	124単位
人間科学部児童・幼児教育学科	総合共通科目	30単位
	専門教育科目	76単位
	自由選択科目	18単位
	計	124単位
人間科学部心理・文化学科	総合共通科目	30単位
	専門教育科目	76単位
	自由選択科目	18単位
	計	124単位

なお、自由選択科目には、自学科で単位修得した科目のうち卒業に要する単位数を超える科目、及び自学部他学科もしくは他学部で単位修得した科目を含む。

2 学長は、本学に4年（第21条、第22条、第23条又は第24条の規定により入学した者については、第26条により定められた在学すべき年数）以上在学し、前項規定の所定の単位数を修得した者に対し、学長が教育運営委員会の意見を聴いて、卒業を認定し卒業証書を授与する。

(学位)

**第48条** 卒業した者は、次の区分により学位を授与する。

家政学部	生活デザイン学科	学士 (家政学)
	栄養学科	学士 (家政学)
人間科学部	児童・幼児教育学科	学士 (教育学)
	心理・文化学科	学士 (文 学)

### 第11章 賞罰

(表彰)

**第49条** 次の各号の一に該当する者には学長が表彰し、賞品を授与することがある。

- (1) 学力特に優秀な者
- (2) 品性高潔で全学生の模範になる者
- (3) 学友会活動等においてその努力が特に顕著な者

(罰則)

**第50条** 本学の規則に違反し、又は学生としての本分に反する行為をした者は、学長が教育運営委員会の意見を聴いて懲戒する。

- 2 前項の懲戒の種類は、退学、停学及び訓告とする。
- 3 懲戒の対象とする行為は、次の各号に掲げるものとする。
  - (1) 犯罪行為及びその他の違法行為
  - (2) ハラスメント等人権を侵害する行為
  - (3) 試験等における不正行為及び論文等の作成における学問的倫理に反する行為
  - (4) 情報倫理に反する行為
  - (5) 学則その他本学の諸規則等に違反する行為
  - (6) その他学生としての本分に反する行為
- 4 懲戒に関する必要な事項は、別に定める。

### 第12章 厚生施設

(学生寮)

**第51条** 本学に学生寮を置く。

- 2 学生寮に関する事項は、別に定める。

(厚生施設)

**第52条** 本学に厚生及び保健に関する施設を置く。

### 第13章 奨学制度

(奨学生)

**第53条** 学業及び技能が特に優秀な学生に対しては、理事長の決定により学納金を免除することができる。

(貸費生)

**第54条** 学生の中で品行方正学力優秀にして修学中学費支弁の途を失った者について、理事長は貸費生として学費を貸与することがある。

**第14章** 科目等履修生、聴講生、特別聴講学生、研究生、委託生、外国人留学生、外国人留学編入学生、帰国生徒、帰国生徒編入学生、社会人特別入学生及び社会人特別編入学生

(科目等履修生)

**第55条** 本学の学生以外で1又は複数の授業科目の履修を希望する者（以下「科目等履修生」という。）に対しては、学長が履修を許可することができる。

2 前項により許可された者に対しては、単位を与えることができる。単位の授与については第33条の規定を準用する。

3 科目等履修生は、別表に定める登録料、履修料等を所定の期日までに納付しなければならない。

4 科目等履修生に関するその他の事項は、別に定める。

(聴講生)

**第56条** 第18条に該当する者で本学の特定の授業科目について聴講を希望する者に対しては、聴講生として学長がこれを許可することがある。

2 聴講を許可された者は、第63条に規定する登録料、聴講料を所定の期日までに納入しなければならない。

(特別聴講学生)

**第57条** 学長は、他の大学及び短期大学又は外国の大学との協議に基づき、その大学及び短期大学の学生が特別聴講学生として本学の授業科目を履修することを認めることができる。

この場合において、やむを得ない事由により当該大学と事前に協議を行うことが困難な場合には、当該協議は事後において行うことができる。

2 特別聴講学生の登録料及び履修料は、科目等履修生に関する規定を準用する。

(研究生)

**第58条** 本学において特定の専門事項について研究することを志願する者に対しては、本学の教育研究に支障のない限り、研究生として学長は許可することができる。

2 研究生としての資格は、大学を卒業した者又はこれと同等以上の学力があると認

められた者とする。

3 研究生の研究期間は1年とする。ただし、特別の理由がある場合は、その期間を更新することができる。

4 研究生に関するその他の事項は、別に定める。

(委託生)

**第59条** 本学の特定の授業科目を学習するための公の機関又は団体からの委託生について、学長は許可することができる。

2 委託生の授業科目の履修その他については、聴講生に関する規定を準用する。

(外国人留学生及び外国人留学編入学生)

**第60条** 第18条に定める本学入学資格を有する外国人が、外国人留学生として入学を志願する場合、特別の選考により学長が入学試験委員会の意見を聴いて、入学を許可することができる。

2 第22条に定める本学入学資格を有する外国人が、外国人留学編入学生として編入を志願する場合、特別の選考により学長が入学試験委員会の意見を聴いて、入学を許可することができる。

(帰国生徒及び帰国生徒編入学生)

**第60条の2** 第18条に定める本学入学資格を有する帰国生徒が入学を志願する場合、特別の選考により学長が入学試験委員会の意見を聴いて、入学を許可することができる。

2 第22条に定める本学入学資格を有する帰国生徒が、帰国生徒編入学生として編入を志願する場合、特別の選考により学長が入学試験委員会の意見を聴いて、入学を許可することができる。

(社会人特別入学生及び社会人特別編入学生)

**第61条** 第18条に定める本学入学資格を有し、4年以上の社会人経験がある者が、社会人特別入学を志願する場合、特別の選考により、学長が入学試験委員会の意見を聴いて、入学を許可することができる。

2 第22条に定める本学入学資格を有し、4年以上の社会人経験がある者が、社会人特別編入を志願する場合、特別の選考により、学長が入学試験委員会の意見を聴いて、入学を許可することができる。

**第15章** 入学検定料、入学金及び授業料その他の学納金

(入学検定料、入学金及び授業料その他の学納金)

**第62条** 入学検定料、入学金及び授業料その他の学納金（以下「学納金」という。）は、別表12のとおりとする。

- 2 教職課程費、栄養士課程費、実験実習費等の納付金は、別に定める。
- 3 学納金は、毎年4月・9月の2期に指定された期日までに納付しなければならない。
- 4 学納金は、欠席又は停学中であってもこれを減免しない。
- 5 研究生の学納金は、別に定める九州女子大学研究生規程（平成4年学園規程第5号）により納付するものとする。
- 6 休学を許可された者の学納金のうち、授業料については全額を免除する。ただし、学期の途中で休学を許可された者は、その期の授業料は納付しなければならない。
- 7 学期の途中で退学を許可された者は、その期の学納金を納付しなければならない。
- 8 第46条の規定による留学を許可された者の留学期間中の学納金は、次期納付期以降の授業料の半額を免除する。
- 9 既に納付した入学検定料及び入学金は返還しない。
- 10 社会情勢により物価変動のある場合は、入学検定料、入学金及び学納金を変更又は増減することがある。

（登録料、聴講料及び履修料）

**第63条** 科目等履修生及び聴講生の登録料、聴講料、履修料及び実験実習費は、別表13のとおりとする。

#### 第16章 公開講座

（公開講座）

**第64条** 社会人の教養を高め、地域文化の向上に貢献するため、本学に公開講座を開設することができる。

- 2 公開講座は、随時開設する。

#### 附 則

- 1 第14条第6項、第38条、第39条、第40条は管理栄養士専攻には適用しない。
- 2 本学則は、昭和37年4月1日から実施する。

#### 附 則

本学則は、昭和40年4月1日から施行する。

#### 附 則

本学則は、昭和42年10月1日から施行する。ただし、第3条、第4条、第7条、第9条、第36条は、昭和41年4月1日から適用する。

#### 附 則

本学則は、昭和45年4月1日から施行する。

#### 附 則

本学則は、昭和46年4月1日から施行する。

**附 則**

本学則は、昭和48年4月1日から施行する。

**附 則**

本学則は、昭和50年4月1日から施行する。

**附 則**

本学則は、昭和51年4月1日から施行する。

**附 則**

本学則は、昭和52年4月1日から施行する。

**附 則**

本学則は、昭和53年4月1日から施行する。

**附 則**

本学則は、昭和54年4月1日から施行する。

**附 則**

本学則は、昭和55年4月1日から施行する。

**附 則**

本学則は、昭和56年4月1日から施行する。

**附 則**

本学則は、昭和57年4月1日から施行する。

**附 則**

本学則は、昭和59年4月1日から施行する。

**附 則**

本学則は、昭和60年4月1日から施行する。

**附 則**

本学則は、昭和62年4月1日から施行する。

**附 則**

本学則は、昭和63年6月16日から施行する。

**附 則**

本学則は、昭和63年7月1日から施行する。

**附 則**

本学則は、平成元年4月1日から施行する。

**附 則**

- 1 本学則は、平成元年4月20日から施行する。ただし、改正後の学則別表授業料そ

の他学納金の額は、平成元年4月1日から適用する。

(経過措置)

- 2 平成元年3月31日に在学する者で同年4月1日以後引き続き在学する者にかかる学納金の額は、改正後の学則第24条の学納金の規定にかかわらず次のとおりとする。

学 科 名	授 業 料	施 設 設 備 資 金	合 計
家 政 学 専 攻	438,000円	103,000円	541,000円
管 理 栄 養 士 専 攻	450,000円	103,000円	553,000円
国 文 学 科	438,000円	103,000円	541,000円
英 文 学 科	454,000円	103,000円	557,000円

### 附 則

本学則は、平成元年8月1日から施行する。

学 科 名	入 学 金	授 業 料	施 設 設 備 資 金	合 計
家 政 学 専 攻	180,000円	468,000円	103,000円	751,000円
管 理 栄 養 士 専 攻	180,000円	478,000円	103,000円	761,000円
国 文 学 科	180,000円	468,000円	103,000円	751,000円
英 文 学 科	180,000円	478,000円	103,000円	761,000円

入学検定料は1回につき 22,000円とする。

聴講生登録料 50,000円

聴講料（1単位） 15,000円

### 附 則

- 1 本学則は、平成2年4月1日から施行する。ただし、第4条、第7条及び第8条第2項の表中家政学科家政学専攻の欄の規定は、平成2年度以後の入学者から適用し平成元年度以前の入学者については、なお従前の例による。

(経過措置)

- 2 平成2年3月31日に在籍する者で同年4月1日以後引き続き在学する者にかかる学納金の額は、改正後の学則第24条の学納金の規定にかかわらずなお従前の例による。

第24条別表

学 科 名	入 学 金	授 業 料	施 設 設 備 資 金	合 計
-------	-------	-------	-------------	-----



家政学専攻	180,000円	490,000円	103,000円	773,000円
管理栄養士専攻	180,000円	500,000円	103,000円	783,000円
国文学科	180,000円	490,000円	103,000円	773,000円
英文学科	180,000円	500,000円	103,000円	783,000円

- 1 入学検定料は1回につき 22,000円とする。
- 2 聴講生登録料 50,000円
- 3 聴講料（1単位） 15,000円

### 附 則

本学則は、平成3年4月1日から施行する。ただし、第3条の規定にかかわらず、平成3年度から平成11年度までの入学定員は、次のとおりとする。

学 部	学 科		入 学 定 員
家 政 学 部	家 政 学 科	家 政 学 専 攻	20名
		管 理 栄 養 士 専 攻	40名
	計		60名
文 学 部	国 文 学 科		80名
	英 文 学 科		80名
	計		160名
合 計		220名	

### 附 則

- 1 本学則は、平成3年4月1日から施行する。  
(経過措置)
- 2 平成3年3月31日に在学する者で同年4月1日以後引き続き在学する者にかかる学納金の額は、改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。

学 科 名	入 学 金	授 業 料	施設設備資金	合 計
家政学専攻	180,000円	505,000円	103,000円	788,000円
管理栄養士専攻	180,000円	520,000円	103,000円	803,000円
国文学科	180,000円	505,000円	103,000円	788,000円
英文学科	180,000円	515,000円	103,000円	798,000円

## 附 則

- 1 この学則は、平成4年4月1日から施行する。  
(経過措置)
- 2 平成4年3月31日に在学する者で同年4月1日以後引き続き在学する者にかかる学納金の額は、改正後の学則第56条の学納金の規定にかかわらず、なお従前の例による。ただし、施設設備資金については、改正後の規定の額とする。

## 第56条別表

学 科 名	入 学 金	授 業 料	施設設備資金	合 計
家 政 学 専 攻	180,000円	555,000円	100,000円	835,000円
管理栄養士専攻	180,000円	570,000円	100,000円	850,000円
国 文 学 科	180,000円	555,000円	100,000円	835,000円
英 文 学 科	180,000円	565,000円	100,000円	845,000円

- 1 検定料は1回につき 24,000円
- 2 科目等履修生登録料 50,000円
- 3 科目等履修料1単位 15,000円

## 附 則

- 1 この学則は、平成5年4月1日から施行する。  
(経過措置)
- 2 平成5年3月31日に在学する者で同年4月1日以後引き続き在学する者にかかる学納金の額は、改正後の学則第56条の学納金の規定にかかわらず、なお従前の例による。

## 第56条別表

学 科 名	入 学 金	授 業 料	施設設備資金	合 計
家 政 学 専 攻	180,000円	620,000円	150,000円	950,000円
管理栄養士専攻	180,000円	620,000円	150,000円	950,000円
国 文 学 科	180,000円	620,000円	150,000円	950,000円
英 文 学 科	180,000円	620,000円	150,000円	950,000円

- 1 検定料は1回につき 24,000円
- 2 科目等履修生登録料 50,000円
- 3 科目等履修料1単位 15,000円

## 附 則

- 1 この学則は、平成6年4月1日から施行し、平成5年度入学生及び平成6年度入学生から適用する。

(経過措置)

- 2 平成6年3月31日に在学する者で同年4月1日以後引き続き在学する者にかかる学納金の額は、改正後の学則第56条の学納金の規定にかかわらず、なお従前の例による。

## 第56条別表

学 科 名	入 学 金	授 業 料	施設設備資金	合 計
家 政 学 専 攻	180,000円	632,000円	153,000円	965,000円
管理栄養士専攻	180,000円	632,000円	153,000円	965,000円
国 文 学 科	180,000円	632,000円	153,000円	965,000円
英 文 学 科	180,000円	632,000円	153,000円	965,000円

検定料は1回につき 24,000円

科目等履修生登録料 50,000円

科目等履修料1単位 15,000円

## 附 則

- 1 この学則は、平成6年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この学則施行前に入学した学生は、第24条及び第44条については従前の例による。ただし、第24条の規定を適用して履修した者は、従前の規定に読み替えて履修したものとみなす。

## 附 則

この学則は、平成6年4月1日から施行する。

## 第4条別表の学納金

	入 学 金	授 業 料	計
1 期	100,000円	200,000円	300,000円
2 期		200,000円	200,000円
計	100,000円	400,000円	500,000円

検定料は1回につき 20,000円

科目等特別履修生登録料 無 料

科目等特別履修料 1 単位 5,000円

第19条別表

入学検定料 28,000円

**附 則**

この学則は、平成6年4月1日から施行する。

第57条別表

1 科目等履修生登録料 20,000円

2 科目等履修料 1 単位 10,000円

**附 則**

この学則は、平成6年4月1日から施行する。

第62条別表

科目等履修生	登 録 料	20,000円
	履 修 料 1 単 位	10,000円
聴 講 生	登 録 料	10,000円
	聴 講 料 1 単 位	5,000円
	実 験 実 習 費 1 単 位	5,000円

**附 則**

1 この学則は、平成7年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 平成4年度入学者については、学則第61条の学納金の規定にかかわらず、なお従前の例による。

学 科 名	入 学 金	授 業 料	施設設備資金	合 計
家 政 学 専 攻	180,000円	638,000円	155,000円	973,000円
管 理 栄 養 士 専 攻	180,000円	638,000円	155,000円	973,000円
国 文 学 科	180,000円	638,000円	155,000円	973,000円
英 文 学 科	180,000円	638,000円	155,000円	973,000円

**附 則**

この学則は、平成7年4月1日から施行する。

**附 則**

1 この学則は、平成7年4月1日から適用する。

- 2 第22条の規定による編入学を許可された者のうち九州女子短期大学の卒業者並びに本学及び九州共立大学を中途退学した者の入学金については、本表金額の半額とする。

**附 則**

- 1 この学則は、平成7年4月1日から施行する。
- 2 第21条の規定により学士入学を許可された者のうち本学及び九州共立大学を卒業した者の入学金については、本表金額の半額とする。
- 3 第22条の規定による編入学を許可された者のうち九州女子短期大学の卒業者並びに本学及び九州共立大学を中途退学した者の入学金については、本表金額の半額とする。
- 4 本学別科日本語研修課程の修了者又は在学者が本学に入学を許可された場合の入学金については、本表と別科日本語研修課程規則第27条に定める入学金との差額を納付するものとする。

第61条別表

学 科 名	入 学 金	授 業 料	施設設備資金	合 計
家 政 学 専 攻	180,000円	638,000円	155,000円	973,000円
管理栄養士専攻	180,000円	638,000円	155,000円	973,000円
国 文 学 科	180,000円	638,000円	155,000円	973,000円
英 文 学 科	180,000円	638,000円	155,000円	973,000円

**附 則**

この学則は、平成7年5月25日から施行する。

**附 則**

(施行期日)

- 1 この学則は、平成7年11月29日から施行する。  
(経過措置)
- 2 改正後の学則別表中「授業料その他の学納金」については、平成5年度以降の入学者であって平成8年4月1日以降に在学する者から適用する。
- 3 平成4年度以前の入学者は、改正後の学則別表中「授業料その他の学納金」の規定にもかかわらず、なお従前の例による。

第61条別表

学部学科専攻名		入学金	授業料	施設設備 資 金	合 計
家政学部	家政学専攻	180,000円	644,000円	157,000円	981,000円
家政学科	管理栄養士専攻	180,000円	644,000円	157,000円	981,000円
文学部	国文学科	180,000円	644,000円	157,000円	981,000円
	英文学科	180,000円	644,000円	157,000円	981,000円

検定料は1回につき 28,000円

- 第21条の規定により学士入学を許可された者のうち本学及び九州共立大学を卒業した者の入学金については、本表金額の半額とする。
- 第22条の規定による編入学を許可された者のうち九州女子短期大学の卒業生並びに本学及び九州共立大学を中途退学した者の入学金については、本表金額の半額とする。
- 本学別科日本語研修課程の修了者又は在学者が本学に入学を許可された場合の入学金については、本表と別科日本語研修課程規則第27条に定める入学金との差額を納付するものとする。

#### 附 則

この学則は、平成8年4月1日から施行する。

#### 附 則

この学則は、平成8年7月25日から施行する。

#### 第62条別表

科目等履修生	登録料	20,000円
	履修料	1単位 10,000円
聴講生	登録料	10,000円
	聴講料	1単位 5,000円
	実験実習費	1単位 5,000円

- 科目等履修生のうち、九州女子短期大学専攻科の在生にかかわる登録料及び履修料は、免除する。

#### 附 則

(施行期日)

- この学則は、平成8年10月31日から施行する。

- 2 改正後の「授業料その他の学納金」については、平成9年度入学者から適用する。  
(経過措置)
- 3 平成8年度以前の入学者は、改正後の本表「授業料その他の学納金」の規定にかかわらず、なお従前の例による。

## 第61条の別表

学部 学科 専攻 名		入 学 金	授 業 料	施 設 設 備 金 資	合 計
家政学部	家 政 学 専 攻	180,000円	644,000円	207,000円	1,031,000円
	管 理 栄 養 士 専 攻	180,000円	644,000円	207,000円	1,031,000円
文 学 部	国 文 学 科	180,000円	644,000円	187,000円	1,011,000円
	英 文 学 科	180,000円	644,000円	187,000円	1,011,000円

検定料は1回につき 28,000円

- 1 第21条の規定により学士入学を許可された者のうち本学及び九州共立大学を卒業した者の入学金については、本表金額の半額とする。
- 2 第22条の規定による編入学を許可された者のうち九州女子短期大学の卒業者並びに本学及び九州共立大学を中途退学した者の入学金については、本表金額の半額とする。
- 3 本学別科日本語研修課程の修了者又は在学者が本学に入学を許可された場合の入学金については、本表と別科日本語研修課程規則第27条に定める入学金との差額を納付するものとする。

## 附 則

この学則は、平成9年4月1日から施行する。

## 附 則

この学則は、平成10年4月1日から施行する。

## 第62条別表

科目等履修生	登 録 料	20,000円
	履 修 料 1 単 位	10,000円
聴 講 生	登 録 料	10,000円
	聴 講 料 1 単 位	5,000円
	実 験 実 習 費 1 単 位	5,000円

- 1 九州女子短期大学専攻科の学生が、科目等履修生になった場合は、登録料及び

履修料は免除する。ただし、教職専門科目の履修料は徴収する。

**附 則**

この学則は、平成10年4月1日から施行する。

**附 則**

この学則は、平成11年4月1日から施行する。

**附 則**

この学則は、平成12年4月1日から施行する。

**附 則**

この学則は、平成12年4月1日から施行する。

ただし、第3条の規定にかかわらず、平成12年度から平成16年度までの間の入学定員及び収容定員は、次のとおりとする。





**附 則**

この学則は、平成12年4月1日から施行する。

**附 則**

(施行期日)

- 1 この学則は、平成12年4月26日から施行し、平成12年3月9日から適用する。
- 2 改正後の「授業料その他の学納金」については、平成9年度入学者から適用する。  
(経過措置)
- 3 平成8年度以前の入学者は、改正後の本表「授業料その他の学納金」の規定にかかわらず、なお従前の例による。

第62条別表

学 部 学 科 専 攻 名		入 学 金	授 業 料	施 設 設 備 資 金	合 計
家政学部	家 政 学 専 攻	180,000円	644,000円	207,000円	1,031,000円
	管 理 栄 養 士 専 攻	180,000円	644,000円	207,000円	1,031,000円
文 学 部	国 文 学 科	180,000円	644,000円	187,000円	1,011,000円
	英 文 学 科	180,000円	644,000円	187,000円	1,011,000円

検定料は1回につき28,000円

- 1 第21条の規定により学士入学を許可された者のうち本学及び九州共立大学を卒業した者の入学金については、本表金額の半額とする。
- 2 第22条の規定による編入学を許可された者のうち九州女子短期大学の卒業者並びに本学及び九州共立大学を中途退学した者の入学金については、本表金額の半額とする。
- 3 本学別科日本語研修課程の修了者又は在学者が本学に入学を許可された場合の入学金については、本表と別科日本語研修課程規則第27条に定める入学金との差額を納付するものとする。
- 4 第61条の規定により社会人特別入学生及び社会人特別編入学を許可された者の入学金については、全額免除とし、授業料及び施設設備資金については、本表金額の3分の1の額とする。

## 第63条別表

科目等履修生	登録料	20,000円
	履修料 1単位	10,000円
聴講生	登録料	10,000円
	聴講料 1単位	5,000円
	実験実習費 1単位	5,000円

- 1 九州女子短期大学専攻科の学生が、科目等履修生になった場合は、登録料及び履修料は免除する。ただし、教職専門科目の履修料は徴収する。

## 附 則

この学則は、平成12年4月26日から施行し、平成12年4月1日から適用する。

## 附 則

- 1 この学則は、平成13年4月1日から施行する。ただし、平成12年度まで学則に記載の家政学部家政学科並びに文学部国文学科及び英文学科は、改正後の学則第3条の規定にかかわらず、平成13年3月31日に当該学科に在学する者が当該学科に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。

なお、平成12年度以前の入学者は、第25条の転部、転科、第27条から第29条までの授業科目、第31条の単位の計算、第38条の教育職員の免許状取得、第39条の栄養士の免許証取得、第47条の卒業及び第48条の学位については、従前の例によるものとする。

- 2 改正後の第62条第1項及び第2項の学納金等については、平成13年度入学者から適用する。

なお、平成12年度以前の入学者は、改正後の第62条第1項及び第2項の規定にかかわらず、従前の例によるものとする。

## 第62条別表

学部	学科名	入学金	授業料	施設設備 資 金	合 計
家政学部	人間生活学科	280,000円	644,000円	230,000円	1,154,000円
	栄養学科	280,000円	644,000円	230,000円	1,154,000円
文学部	人間文化学科	260,000円	644,000円	210,000円	1,114,000円
	心理社会学科	260,000円	644,000円	210,000円	1,114,000円

検定料は1回につき28,000円

- (1) 第21条の規定により、学士入学を許可された者のうち本学及び九州共立大学を卒業した者の入学金については、本表金額の半額とする。
- (2) 第22条の規定による編入学を許可された者のうち九州女子短期大学の卒業生並びに本学及び九州共立大学を中途退学した者の入学金については、本表金額の半額とする。
- (3) 本学別科日本語研修課程の修了者又は在学者が本学に入学を許可された場合の入学金については、本表と別科日本語研修課程規則第27条に定める入学金との差額を納付するものとする。
- (4) 第61条の規定により社会人特別入学及び社会人特別編入学を許可された者の入学金については、全額免除とし、授業料及び施設設備資金については、本表金額の3分の1の額とする。

**附 則**

この学則は、平成13年4月12日から施行し、平成13年4月1日から適用する。

**附 則**

この学則は、平成13年6月27日から施行する。

第62条別表

学 部	学 科 名	入 学 金	授 業 料	施 設 設 備 資 金	合 計
家政学部	人間生活学科	280,000円	644,000円	230,000円	1,154,000円
	栄 養 学 科	280,000円	644,000円	230,000円	1,154,000円
文 学 部	人間文化学科	260,000円	644,000円	210,000円	1,114,000円
	心 理 社 会 学 科	260,000円	644,000円	210,000円	1,114,000円

入学検定料は、1回につき32,000円

- 1 第21条の規定により、学士入学を許可された者のうち本学及び九州共立大学を卒業した者の入学金については、本表金額の半額とする。
- 2 第22条の規定による編入学を許可された者のうち九州女子短期大学の卒業生並びに本学及び九州共立大学を中途退学した者の入学金については、本表金額の半額とする。
- 3 本学別科日本語研修課程の修了者又は在学者が本学に入学を許可された場合の入学金については、本表と別科日本語研修課程規則第27条に定める入学金との差額を納付するものとする。

- 4 第61条の規定により社会人特別入学及び社会人特別編入学を許可された者の入学金については、全額免除とし、授業料及び施設設備資金については、本表金額の3分の1の額とする。

**附 則**

この学則は、平成13年11月1日から施行し、平成14年度入学生から適用する。

**附 則**

この学則は、平成14年4月1日から施行する。

**附 則**

この学則は、平成14年4月1日から施行する。

**附 則**

この学則は、平成15年4月1日から施行する。

**附 則**

この学則は、平成15年11月11日から施行し、平成15年10月1日から適用する。

**附 則**

この学則は、平成16年4月1日から施行し、平成14年度以降の入学者から適用する。

**附 則**

この学則は、平成16年4月1日から施行する。

**附 則**

(施行期日)

- 1 この学則は、平成17年4月1日から施行する。ただし、第62条第1項及び第2項の学納金等については、平成17年度入学者から適用する。  
(学科の存続に関する経過措置)
- 2 平成16年度まで学則に記載の文学部人間文化学科及び心理社会学科は、改正後の学則第3条の規定にかかわらず、平成17年3月31日に当該学科に在学する者が当該学科に在学しなくなるまでの間、存続する。  
(授業科目等に関する経過措置)
- 3 平成16年度以前の入学者は、第25条の転部、転科、第27条から第29条までの授業科目、第38条の教育職員の免許状取得、第47条の卒業及び第48条の学位については、なお従前の例による。  
(学納金に関する経過措置)
- 4 平成16年度以前の入学者の学納金は、改正後の第62条第1項及び第2項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

**附 則**

この学則は、平成17年4月1日から施行する。

**附 則**

この学則は、平成17年5月30日から施行し、平成17年4月1日から適用する。

**附 則**

この学則は、平成18年4月1日から施行する。

**附 則**

この学則は、平成18年11月29日から施行し、平成18年10月1日から適用する。

**附 則**

(施行期日)

- 1 この学則は、平成19年2月25日から施行する。ただし、第62条第1項の学納金については、平成18年度入学者から適用する。

(学納金に関する経過措置)

- 2 平成17年度以前の入学者の学納金は、改正後の第62条第1項の別表12の規定にかかわらず、なお従前の例による。

**附 則**

この学則は、平成19年4月1日から施行する。

**附 則**

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

**附 則**

この学則は、平成20年6月25日から施行し、同年4月1日から適用する。

**附 則**

この学則は、平成21年4月1日から施行する。

**附 則**

(施行期日)

- 1 この学則は、平成22年4月1日から施行する。ただし、第62条第1項及び第2項の学納金については、平成22年度入学者から適用する。

(学科の存続に関する経過措置)

- 2 平成21年度まで学則に記載の人間科学部人間文化学科及び人間発達学科は、改正後の学則第4条の規定にかかわらず、平成22年3月31日に当該学科に在学する者が当該学科に存学しなくなるまでの間、存続する。

(授業科目等に関する経過措置)

- 3 平成21年度以前の入学者は、第25条の転部、転科、第27条から第29条までの授業科目、第38条の教育職員の免許状取得、第38条の2の保育士の資格取得、第47条の

卒業及び第48条の学位については、なお従前の例による。

(学納金に関する経過措置)

- 4 平成21年度以前の入学生の学納金は、改正後の第62条第1項及び第2項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

**附 則**

この学則は、平成22年4月1日から施行する。

**附 則**

この学則は、平成22年4月1日から施行する。

**附 則**

この学則は、平成22年4月1日から施行する。

**附 則**

この学則は、平成22年4月1日から施行する。

**附 則**

この学則は、平成22年5月27日から施行し、同年4月1日から適用する。

**附 則**

(施行期日)

- 1 この学則は、平成23年4月1日から施行する。

(授業科目等に関する経過措置)

- 2 改正後の学則第27条第2項の規定は、平成23年度入学者から適用し、同年度前の入学者については、なお従前の例による。

**附 則**

この学則は、平成23年4月1日から施行する。

**附 則**

(施行期日)

- 1 この学則は、平成24年4月1日から施行する。

(授業科目等に関する経過措置)

- 2 改正後の別表6、別表9及び別表10の規定は、平成24年度入学者から適用し、同年度前の入学者については、なお従前の例による。

(学納金に関する経過措置)

- 3 改正後の別表12の規定は、平成21年度入学者から適用し、同年度前の入学者については、なお従前の例による。

**附 則**

(施行期日)

- 1 この学則は、平成25年4月1日から施行する。  
(授業科目及び単位の認定に関する経過措置)
- 2 学則第27条及び第33条の規定にかかわらず、平成24年度以前の入学者については、従前の例による。  
(再入学等に関する経過措置)
- 3 学則第24条、第35条、第41条、第42条、第43条、第45条、第45条の2及び第46条の規定にかかわらず、平成21年度以前の入学者については、従前の例による。

**附 則**

(施行期日)

- 1 この学則は、平成25年4月1日から施行する。  
(経過措置)
- 2 学則第47条の規定にかかわらず、平成24年度以前の入学者については、従前の例による。

**附 則**

(施行期日)

- 1 この学則は、平成27年4月1日から施行する。  
(経過措置)
- 2 第27条、第28条、第29条、第38条及び第47条第1項の規定にかかわらず、平成26年度以前の入学者については、従前の例による。

**附 則**

この学則は、平成27年6月1日から施行する。

**附 則**

この学則は、平成28年4月1日から施行する。

**附 則**

この学則は、平成29年4月1日から施行する。

**附 則**

(施行期日)

- 1 この学則は、平成31年4月1日から施行する。  
(授業科目に関する経過措置)
- 2 第27条及び第28条の規定にかかわらず、平成30年度以前の入学者については、従前の例による。

**附 則**

この学則は、平成31年4月1日から施行する。



**附 則**

(施行期日)

- 1 この学則は、平成31年4月1日から施行する。  
(授業科目に関する経過措置)
- 2 第27条及び第28条の規定にかかわらず、平成30年度以前の入学者については、従前の例による。

**附 則**

この学則は、令和元年7月26日から施行する。

**附 則**

(施行期日)

- 1 この学則は、令和2年4月1日から施行する。  
(授業科目に関する経過措置)
- 2 第27条の規定にかかわらず、平成31年度以前の入学者については、従前の例による。

**附 則**

この学則は、令和3年4月1日から施行する。

**附 則**

(施行期日)

- 1 この学則は、令和4年4月1日から施行する。  
(授業科目に関する経過措置)
- 2 第27条及び第28条の規定にかかわらず、令和3年度以前の入学者については、従前の例による。

**附 則**

(施行期日)

- 1 この学則は、令和5年4月1日から施行する。ただし、第62条第1項の学納金等については、令和5年度入学者から適用する。  
(授業科目等に関する経過措置)
- 2 令和4年度以前の入学者は、第25条の転部、転科、第27条から第29条までの授業科目、第38条の教育職員の免許状取得、第38条の2の保育士の資格取得、第47条の卒業及び第48条の学位については、従前の例による。  
(学納金に関する経過措置)
- 3 令和4年度以前の入学生の学納金は、改正後の第62条第1項の規定にかかわらず、従前の例による。

別表

授 業 科 目 (○は必修)

別表1 (第27条関係)

家政学部総合共通科目 (30単位)

教養教育科目

文化・芸術領域

ことばと日本文化(2)、ことばと異文化(2)、情報文化論(2)、スポーツの文化(2)

歴史・社会領域

歴史と国際情勢(2)、現代国家と法(日本国憲法)(2)、暮らしと経済(2)、人権・同和教育(2)

人間・環境領域

人間と哲学(2)、生命と地球(2)、心の科学(2)、共生社会を生きる(2)

言語・異文化理解科目

○日本語表現法Ⅰ(1)、○日本語表現法Ⅱ(1)、伝わる文章力(1)、○英語Ⅰ(1)、○英語Ⅱ(1)、○英語コミュニケーションⅠ(1)、○英語コミュニケーションⅡ(1)、TOEIC入門(1)、フランス語Ⅰ(1)、フランス語Ⅱ(1)、中国語Ⅰ(1)、中国語Ⅱ(1)、韓国語Ⅰ(1)、韓国語Ⅱ(1)、イングリッシュワークショップ(1)、海外研修(2)

情報教育科目

○情報処理演習Ⅰ(1)、○情報処理演習Ⅱ(1)、情報処理演習Ⅲ(1)、情報処理演習Ⅳ(1)、情報科学概論(2)、データサイエンス(2)、アルゴリズムとプログラミング(2)、ICT活用法(2)、情報処理技術(2)

健康教育科目

スポーツ(1)、健康の科学(2)

キャリア教育科目

キャリアデザイン領域

○キャリア基礎演習Ⅰ(1)、○キャリア基礎演習Ⅱ(1)、○キャリア基礎演習Ⅲ(1)、○キャリアデザインⅠ(1)、キャリアデザインⅡ(1)、キャリアデザインⅢ(1)、インターンシップⅠ(2)、インターンシップⅡ(2)

キャリア発展領域

生活デザイン学科

スキルアップ講座B(1)、スキルアップ講座C(1)、スキルアップ講座D(1)、スキルアップ講座E(1)、スキルアップ講座R(1)、スキルアップ講座S(1)

#### 栄養学科

スキルアップ講座B(1)、スキルアップ講座C(1)、○スキルアップ講座K(1)、○スキルアップ講座L(1)、○スキルアップ講座M(1)、○スキルアップ講座N(1)、スキルアップ講座R(1)、スキルアップ講座S(1)

#### 別表2 (第27条関係)

#### 人間科学部総合共通科目 (30単位)

#### 教養教育科目

##### 文化・芸術領域

ことばと日本文化(2)、ことばと異文化(2)、情報文化論(2)、スポーツの文化(2)

##### 歴史・社会領域

歴史と国際情勢(2)、現代国家と法(日本国憲法)(2)、暮らしと経済(2)、人権・同和教育(2)

##### 人間・環境領域

人間と哲学(2)、生命と地球(2)、心の科学(2)、共生社会を生きる(2)

##### 言語・異文化理解科目

○日本語表現法Ⅰ(1)、○日本語表現法Ⅱ(1)、伝わる文章力(1)、○英語Ⅰ(1)、○英語Ⅱ(1)、○英語コミュニケーションⅠ(1)、○英語コミュニケーションⅡ(1)、TOEIC入門(1)、フランス語Ⅰ(1)、フランス語Ⅱ(1)、中国語Ⅰ(1)、中国語Ⅱ(1)、韓国語Ⅰ(1)、韓国語Ⅱ(1)、イングリッシュワークショップ(1)、海外研修(2)

##### 情報教育科目

○情報処理演習Ⅰ(1)、○情報処理演習Ⅱ(1)、情報処理演習Ⅲ(1)、情報処理演習Ⅳ(1)、情報科学概論(2)、データサイエンス(2)、アルゴリズムとプログラミング(2)、ICT活用法(2)、情報処理技術(2)

##### 健康教育科目

スポーツ(1)、健康の科学(2)

##### キャリア教育科目

##### キャリアデザイン領域

○キャリア基礎演習Ⅰ(1)、○キャリア基礎演習Ⅱ(1)、○キャリア基礎演習Ⅲ(1)、○キャリアデザインⅠ(1)、キャリアデザインⅡ(1)、キャリアデザインⅢ(1)、インターンシップⅠ(2)、インターンシップⅡ(2)

#### キャリア発展領域

##### 児童・幼児教育学科

スキルアップ講座B(1)、スキルアップ講座C(1)、スキルアップ講座F(1)、スキルアップ講座G(1)、スキルアップ講座H(1)、スキルアップ講座I(1)、○スキルアップ講座J(1)、スキルアップ講座O(1)、スキルアップ講座R(1)、スキルアップ講座S(1)

##### 心理・文化学科

スキルアップ講座B(1)、スキルアップ講座C(1)、スキルアップ講座D(1)、スキルアップ講座E(1)、スキルアップ講座R(1)、スキルアップ講座S(1)

#### 別表3 (第27条関係)

##### 家政学部生活デザイン学科専門教育科目 (76単位)

##### 学部共通科目

○家政学概論(2)、人間関係論(2)、統計学(2)、カウンセリング論(2)、フードスペシャリスト論(2)、食品の官能評価・鑑別論(2)、教職概論(2)、教育原論(2)、教育心理学(2)

##### 学科共通科目

○生活デザイン概論(2)、○生活デザイン演習(3)、○家族関係学(生活福祉を含む。)(2)、○消費生活論(2)、○被服学(2)、○食物学(2)、○住居学(製図を含む。)(2)

##### コース科目

##### 家庭科教員コース

保育学(実習及び家庭看護を含む。)(2)、生活経営学(生活経済学を含む。)(2)、家庭電気・機械(2)、家庭科情報処理演習(1)、被服構成学(2)、被服構成学実習Ⅰ(1)、アパレルCAD演習(1)、被服構成学実習Ⅱ(1)、被服構成学実習Ⅲ(1)、食品学(2)、栄養学(2)、調理学(2)、調理学実習Ⅰ(1)、調理学実習Ⅱ(1)、調理学実習Ⅲ(1)

##### インテリアデザインコース

色彩学(2)、地域住宅地計画(2)、住居管理学(2)、インテリア計画(2)、建

築・インテリア設計入門Ⅰ(1)、建築・インテリア設計入門Ⅱ(1)、建築計画Ⅰ(2)、建築計画Ⅱ(2)、建築史(2)、建築環境工学(2)、建築設備学(2)、建築一般構造学(2)、建築構造力学(2)、建築材料学(2)、建築施工学(2)、建築法規(2)、建築・インテリア設計演習Ⅰ(2)、建築・インテリア設計演習Ⅱ(2)、建築・インテリア設計演習Ⅲ(2)、建築・インテリア設計演習Ⅳ(2)、建築・インテリア設計演習Ⅴ(2)、インテリアデザイン演習Ⅰ(2)、インテリアデザイン演習Ⅱ(2)

#### ライフデザインコース

地域生活学演習Ⅰ(2)、地域生活学演習Ⅱ(2)、被服科学(2)、被服科学演習(1)、服飾デザイン論(アパレル企画を含む。)(2)、工芸染色実習(1)、フードコーディネーター論(2)、食品流通・消費論(2)、食品・調理学実験(1)、食品衛生学(2)、社会調査法演習(1)、マーケティング論(2)、販売管理論(2)、流通管理論(2)、パーソナルファイナンス(2)、リテールマーケティング(2)、ファイナンシャルプラン(2)、調理技術基礎演習(2)、調理技術発展演習(2)、プロに学ぶ食育実践演習(2)

#### ゼミナール科目

○ゼミナールⅠ(1)、○ゼミナールⅡ(1)、○ゼミナールⅢ(1)、○ゼミナールⅣ(1)、○キャリア発展ゼミナール(2)

#### 別表4(第27条関係)

#### 家政学部栄養学科専門教育科目(94単位)

##### 学部共通科目

○家政学概論(2)、人間関係論(2)、○統計学(2)、カウンセリング論(2)、フードスペシャリスト論(2)、○食品の官能評価・鑑別論(2)、教職概論(2)、教育原論(2)、教育心理学(2)

##### 専門基礎分野

###### 社会・環境と健康

○栄養情報論実習(1)、○公衆衛生学Ⅰ(2)、○公衆衛生学Ⅱ(2)、○実践疫学(2)

###### 人体の構造と機能及び疾病の成り立ち

○基礎生化学(基礎化学を含む。)(2)、○基礎生化学実験(基礎化学を含む。)(1)、○解剖生理学Ⅰ(2)、○解剖生理学Ⅱ(2)、○解剖生理学実験(1)、○生化

学Ⅰ(2)、○生化学Ⅱ(2)、○生化学実験(1)、○病態生理学Ⅰ(2)、○病態生理学Ⅱ(2)、○病態生理学実習(1)

#### **食べ物と健康**

○食品学Ⅰ(2)、○食品学Ⅱ(2)、○食品学実験(1)、○食品衛生学(2)、○食品衛生学実験(1)、○食品加工学(2)、○食品加工学実習(1)、○調理学(2)、○実践調理学実習Ⅰ(1)、○実践調理学実習Ⅱ(1)

#### **専門分野**

##### **基礎栄養学**

○基礎栄養学(2)、○基礎栄養学実験(1)

##### **応用栄養学**

○応用栄養学Ⅰ(2)、○応用栄養学Ⅱ(2)、○応用栄養学実習(1)、○食事摂取基準論(2)

##### **栄養教育論**

○栄養教育論Ⅰ(2)、○栄養教育論Ⅱ(2)、○栄養教育論Ⅲ(2)、○栄養教育論実習(1)

##### **臨床栄養学**

○臨床栄養学(2)、○臨床栄養学実習(1)、○臨床栄養アセスメント論(2)、○臨床栄養アセスメント論実習(1)、○臨床栄養生化学(2)、○臨床栄養病態学(2)

##### **公衆栄養学**

○公衆栄養学Ⅰ(2)、○公衆栄養学Ⅱ(2)、○公衆栄養学実習(1)

##### **給食経営管理論**

○給食管理(2)、○給食管理実習Ⅰ(1)、○給食管理実習Ⅱ(1)、○給食経営論(2)

##### **総合演習**

○管理栄養士総合演習A(1)、○管理栄養士総合演習B(1)、○管理栄養士総合演習C(1)、○管理栄養士総合演習D(1)、○管理栄養士総合演習E(1)、実践総合演習1(1)、実践総合演習2(1)、実践総合演習3(1)、実践総合演習4(1)、実践総合演習5(1)、実践総合演習6(1)、○キャリア発展ゼミナール(1)

##### **臨地実習**

○臨地実習Ⅰ(福祉施設・保健所)(1)、○臨地実習Ⅱ(小学校)(1)、○臨地実習Ⅲ(病院)(2)

#### **栄養教諭関連科目(自由科目)**

栄養教諭論Ⅰ(2)、栄養教諭論Ⅱ(2)

別表5（第27条関係）

人間科学部児童・幼児教育学科専門教育科目（76単位）

学部共通科目

○人間科学概論(2)、心理学概論(2)、発達心理学(2)、学習・言語心理学(2)、コミュニケーション概論(2)、社会調査法(2)、教育・学校心理学(2)

学科共通科目

初等教育領域

特別支援教育の理解（障害児支援教育）(2)、教職概論(2)、教育原論(2)、教育心理学(2)、教育制度論(2)、特別支援教育論(2)、教育方法・技術論（情報通信技術の活用を含む。）(2)、教育課程論（初等）(2)、初等教育実習事前事後指導(1)、初等教育実習Ⅰ(4)、初等教育実習Ⅱ(2)、初等教育実習Ⅲ(2)、教職実践演習（初等）(2)

特別支援教育領域

障害者教育総論Ⅰ(2)、障害者教育総論Ⅱ(2)、病弱教育(2)、知的障害者の心理・生理・病理(2)、知的障害者教育(2)、肢体不自由者の心理・生理・病理(2)、肢体不自由者教育(2)、肢体不自由者指導法(2)、発達障害教育総論(2)、病弱者の心理・生理・病理(2)、障害者の病理・保健(2)、知的障害者指導法(2)、視覚障害教育総論(2)、聴覚障害教育総論(2)、重複障害教育総論(2)、特別支援学校教育実習事前事後指導(1)、特別支援学校教育実習(2)

コース科目

児童教育コース

国語科教育概論（書写を含む。）(2)、算数科教育概論(2)、生活科教育概論(2)、社会科教育概論(2)、図画工作(2)、理科教育概論(2)、家庭科教育概論(2)、体育(2)、器楽基礎(2)、声楽基礎(2)、国語科指導法(2)、社会科指導法(2)、算数科指導法(2)、理科指導法(2)、図画工作指導法(2)、生活科指導法(2)、家庭科指導法(2)、体育科指導法(2)、音楽科指導法(2)、器楽応用(2)、児童英語概論(2)、児童英語指導法(2)、道徳教育指導法（初等）(2)、総合的な学習の時間指導法(2)、特別活動指導法（初等）(2)、生徒・進路指導（初等）(2)、生徒・教育相談論（初等）(2)

幼児教育・保育コース

保育者論(2)、保育原理Ⅰ(2)、保育原理Ⅱ(2)、子どもの家庭福祉Ⅰ(2)、子ども

もの家庭福祉Ⅱ(2)、子ども保健学Ⅰ(2)、子ども保健学Ⅱ(2)、社会的養護(2)、社会福祉原論(2)、乳幼児心理学(2)、保育内容総論(2)、造形演習(2)、保育計画総論(2)、子どもの家庭支援の心理学(2)、乳児保育演習(2)、子どもの食と栄養(2)、保育内容指導法(健康)(2)、保育内容指導法(人間関係)(2)、保育内容指導法(環境)(2)、保育内容指導法(言葉)(2)、保育内容指導法(表現)(2)、子ども家庭支援論(2)、障害児保育(2)、リトミック(2)、社会的養護演習(2)、保育実習指導Ⅰ(2)、保育実習指導Ⅱ(2)、施設実習指導Ⅰ(2)、施設実習指導Ⅱ(2)、保育実習Ⅰ(2)、保育実習Ⅱ(2)、施設実習Ⅰ(2)、施設実習Ⅱ(2)、幼児理解・相談論(2)、子育て支援演習(2)、保育実践演習(2)、子どもの理解と援助(2)、乳児保育論(2)、子どもの健康と安全(2)、幼児と健康(2)、幼児と人間関係(2)、幼児と環境(2)、幼児と言葉(2)、幼児と表現(2)

#### ゼミナール科目

○ゼミナールⅠ(1)、○ゼミナールⅡ(1)、○ゼミナールⅢ(1)、○ゼミナールⅣ(1)、○キャリア発展ゼミナール(2)

#### 別表6 (第27条関係)

#### 人間科学部心理・文化学科専門教育科目 (76単位)

##### 学部共通科目

○人間科学概論(2)、心理学概論(2)、発達心理学(2)、学習・言語心理学(2)、コミュニケーション概論(2)、社会調査法(2)、教育・学校心理学(2)

##### コース科目

###### 心理学コース

社会・集団・家族心理学Ⅰ(社会・集団心理学)(2)、健康・医療心理学(2)、知覚・認知心理学Ⅰ(知覚心理学)(2)、臨床心理学概論(2)、知覚・認知心理学Ⅱ(認知心理学)(2)、心理学研究法(2)、心理学的支援法(2)、心理学統計法Ⅰ(2)、心理学統計法Ⅱ(2)、心理学実験Ⅰ(2)、心理学実験Ⅱ(2)、心理的アセスメント(2)、神経・生理心理学(2)、社会・集団・家族心理学Ⅱ(家族心理学)(2)、心理演習(2)、精神疾患とその治療(2)、障害者・障害児心理学(2)、人体の構造と機能及び疾病(2)、感情・人格心理学(2)、福祉心理学(2)、産業・組織心理学(2)、司法・犯罪心理学(2)、公認心理師の職責(2)、関係行政論(2)、心理実習(2)

###### 国語・書道教育コース



日本語学概論（音声言語を含む。）（2）、日本古典文学史（2）、楷書法Ⅰ（1）、楷書法Ⅱ（1）、行草書法Ⅰ（1）、行草書法Ⅱ（1）、日本語文法（2）、日本近現代文学史（2）、書写書道Ⅰ（1）、書写書道Ⅱ（1）、日本語史概論（2）、日本古典文学（2）、日本古典文学演習（2）、漢文学Ⅰ（2）、漢文学Ⅱ（2）、中国書道史（2）、日本書道史（2）、書論（2）、鑑賞（2）、篆隸書法Ⅰ（1）、篆隸書法Ⅱ（1）、仮名書法Ⅰ（1）、仮名書法Ⅱ（1）、漢字仮名交じり書法Ⅰ（1）、漢字仮名交じり書法Ⅱ（1）、教職概論（2）、教育原論（2）、教育心理学（2）、生徒・教育相談論（中等）（2）、日本語学演習Ⅰ（2）、日本語学演習Ⅱ（2）、日本近現代文学演習（2）、国語科教材分析（2）、コース実践演習Ⅰ（2）、コース実践演習Ⅱ（2）、コース実践演習Ⅲ（2）

#### 文化文芸コース

文化文芸概論（2）、日本文学概論（2）、日本近現代文学（2）、日本語の歴史（2）、日本語の古典（2）、文章表現（2）、ビジュアル文化論（2）、メディアと現代文化（2）、生活の中の書（2）、デジタル書道（2）、書文化研究（2）、水墨画演習（1）、文化文芸インターンシップ（1）、商品プランナー実務論（2）

#### ゼミナール科目

○ゼミナールⅠ（1）、○ゼミナールⅡ（1）、○ゼミナールⅢ（1）、○ゼミナールⅣ（1）、○キャリア発展ゼミナール（2）

#### 別表7（第28条関係）

##### 家政学部生活デザイン学科専門教育科目

##### 自由科目

##### 教職に関する専門教育科目

教育行政学（2）、特別支援教育論（2）、教育課程論（中等）（2）、家庭科教育法Ⅰ（2）、家庭科教育法Ⅱ（2）、家庭科教育法Ⅲ（2）、家庭科教育法Ⅳ（2）、道徳教育指導法（中等）（2）、特別活動・総合的な学習の時間指導法（2）、教育方法学（情報通信技術の活用を含む。）（2）、生徒・進路指導（中等）（2）、生徒・教育相談論（中等）（2）、中等教育実習事前事後指導（1）、中等教育実習Ⅰ（2）、中等教育実習Ⅱ（2）、教職実践演習（中等）（2）

#### 別表7の2（第28条関係）

##### 家政学部栄養学科専門教育科目

自由科目

**教職に関する専門教育科目**

教育行政学(2)、特別支援教育論(2)、教育課程論(2)、道徳教育論(2)、特別活動・総合的な学習の時間論(2)、教育方法学(情報通信技術の活用を含む。)(2)、生徒指導論(2)、教育相談論(2)、事前事後指導(栄養教諭)(1)、栄養教育実習(1)、教職実践演習(栄養教諭)(2)

別表8(第28条関係)

**人間科学部心理・文化学科専門教育科目**

自由科目

**教職に関する専門教育科目**

教育行政学(2)、特別支援教育論(2)、教育課程論(中等)(2)、国語科教育法Ⅰ(2)、国語科教育法Ⅱ(2)、国語科教育法Ⅲ(2)、国語科教育法Ⅳ(2)、書道科教育法Ⅰ(2)、書道科教育法Ⅱ(2)、道徳教育指導法(中等)(2)、特別活動・総合的な学習の時間指導法(2)、教育方法学(情報通信技術の活用を含む。)(2)、生徒・進路指導(中等)(2)、中等教育実習事前事後指導(1)、中等教育実習Ⅰ(2)、中等教育実習Ⅱ(2)、教職実践演習(中等)(2)

別表9(第27条及び第29条関係)

**家政学部生活デザイン学科自由選択科目(18単位)**

**図書館司書課程科目**

図書館概論(2)、生涯学習概論(2)、情報資源組織論(2)、情報資源組織演習Ⅰ(1)、情報資源組織演習Ⅱ(1)、情報サービス論(2)、情報サービス演習Ⅰ(1)、情報サービス演習Ⅱ(1)、児童サービス論(2)、図書館情報技術論(2)、図書館情報資源概論(2)、図書館サービス概論(2)、図書館制度・経営論(2)、図書館サービス特論・図書館情報資源特論(2)、図書及び図書館史・図書館基礎特論(2)

**学校図書館司書教諭課程科目**

学校経営と学校図書館(2)、学校図書館メディアの構成(2)、情報メディアの活用(2)、学習指導と学校図書館(2)、読書と豊かな人間性(2)

**K-CIP科目**

公務員試験概論(1)、数的処理Ⅰ(1)、社会科学Ⅰ(1)、文章理解(1)、数的処理

Ⅱ(1)、数的処理Ⅲ(1)、社会科学Ⅱ(1)、自然科学(1)、人文科学(1)、憲法演習(1)、行政法演習(1)、民法(総則、物権)演習(1)、民法(債権、親族・相続)演習(1)、ミクロ経済学演習(1)、マクロ経済学演習(1)、法律科目演習Ⅰ(1)、法律科目演習Ⅱ(1)、経済科目演習Ⅰ(1)、経済科目演習Ⅱ(1)、行政科目演習Ⅰ(1)、行政科目演習Ⅱ(1)、会計学演習(1)、専門科目記述式演習(1)、公務員試験直前対策Ⅰ(教養)(1)、文章理解演習(1)、人文科学演習(1)、公務員試験直前対策Ⅱ(教養)(1)、社会科学演習(1)、自然科学演習(1)、公務員試験直前対策Ⅰ(SPI)(1)、公務員試験直前対策Ⅱ(SPI)(1)、公務員試験直前対策Ⅲ(教養)(1)、公務員試験直前対策Ⅲ(SPI)(1)、公務員人物試験対策(1)

別表9の2(第27条及び第29条関係)

#### 栄養学科自由選択科目

##### 図書館司書課程科目

図書館概論(2)、生涯学習概論(2)、情報資源組織論(2)、情報資源組織演習Ⅰ(1)、情報資源組織演習Ⅱ(1)、情報サービス論(2)、情報サービス演習Ⅰ(1)、情報サービス演習Ⅱ(1)、児童サービス論(2)、図書館情報技術論(2)、図書館情報資源概論(2)、図書館サービス概論(2)、図書館制度・経営論(2)、図書館サービス特論・図書館情報資源特論(2)、図書及び図書館史・図書館基礎特論(2)

##### K-CIP科目

公務員試験概論(1)、数的処理Ⅰ(1)、社会科学Ⅰ(1)、文章理解(1)、数的処理Ⅱ(1)、数的処理Ⅲ(1)、社会科学Ⅱ(1)、自然科学(1)、人文科学(1)、憲法演習(1)、行政法演習(1)、民法(総則、物権)演習(1)、民法(債権、親族・相続)演習(1)、ミクロ経済学演習(1)、マクロ経済学演習(1)、法律科目演習Ⅰ(1)、法律科目演習Ⅱ(1)、経済科目演習Ⅰ(1)、経済科目演習Ⅱ(1)、行政科目演習Ⅰ(1)、行政科目演習Ⅱ(1)、会計学演習(1)、専門科目記述式演習(1)、公務員試験直前対策Ⅰ(教養)(1)、文章理解演習(1)、人文科学演習(1)、公務員試験直前対策Ⅱ(教養)(1)、社会科学演習(1)、自然科学演習(1)、公務員試験直前対策Ⅰ(SPI)(1)、公務員試験直前対策Ⅱ(SPI)(1)、公務員試験直前対策Ⅲ(教養)(1)、公務員試験直前対策Ⅲ(SPI)(1)、公務員人物試験対策(1)

別表9の3(第27条及び第29条関係)

人間科学部児童・幼児教育学科自由選択科目（18単位）

**図書館司書課程科目**

図書館概論（2）、生涯学習概論（2）、情報資源組織論（2）、情報資源組織演習Ⅰ（1）、情報資源組織演習Ⅱ（1）、情報サービス論（2）、情報サービス演習Ⅰ（1）、情報サービス演習Ⅱ（1）、児童サービス論（2）、図書館情報技術論（2）、図書館情報資源概論（2）、図書館サービス概論（2）、図書館制度・経営論（2）、図書館サービス特論・図書館情報資源特論（2）、図書及び図書館史・図書館基礎特論（2）

**学校図書館司書教諭課程科目**

学校経営と学校図書館（2）、学校図書館メディアの構成（2）、情報メディアの活用（2）、学習指導と学校図書館（2）、読書と豊かな人間性（2）

**K-CIP科目**

公務員試験概論（1）、数的処理Ⅰ（1）、社会科学Ⅰ（1）、文章理解（1）、数的処理Ⅱ（1）、数的処理Ⅲ（1）、社会科学Ⅱ（1）、自然科学（1）、人文科学（1）、憲法演習（1）、行政法演習（1）、民法（総則、物権）演習（1）、民法（債権、親族・相続）演習（1）、ミクロ経済学演習（1）、マクロ経済学演習（1）、法律科目演習Ⅰ（1）、法律科目演習Ⅱ（1）、経済科目演習Ⅰ（1）、経済科目演習Ⅱ（1）、行政科目演習Ⅰ（1）、行政科目演習Ⅱ（1）、会計学演習（1）、専門科目記述式演習（1）、公務員試験直前対策Ⅰ（教養）（1）、文章理解演習（1）、人文科学演習（1）、公務員試験直前対策Ⅱ（教養）（1）、社会科学演習（1）、自然科学演習（1）、公務員試験直前対策Ⅰ（SPI）（1）、公務員試験直前対策Ⅱ（SPI）（1）、公務員試験直前対策Ⅲ（教養）（1）、公務員試験直前対策Ⅲ（SPI）（1）、公務員人物試験対策（1）

別表9の4（第27条及び第29条関係）

人間科学部心理・文化学科自由選択科目（18単位）

**図書館司書課程科目**

図書館概論（2）、生涯学習概論（2）、情報資源組織論（2）、情報資源組織演習Ⅰ（1）、情報資源組織演習Ⅱ（1）、情報サービス論（2）、情報サービス演習Ⅰ（1）、情報サービス演習Ⅱ（1）、児童サービス論（2）、図書館情報技術論（2）、図書館情報資源概論（2）、図書館サービス概論（2）、図書館制度・経営論（2）、図書館サービス特論・図書館情報資源特論（2）、図書及び図書館史・図書館基礎特論（2）

**学校図書館司書教諭課程科目**

学校経営と学校図書館（2）、学校図書館メディアの構成（2）、情報メディアの活用

(2)、学習指導と学校図書館(2)、読書と豊かな人間性(2)

**K-CIP科目**

公務員試験概論(1)、数的処理Ⅰ(1)、社会科学Ⅰ(1)、文章理解(1)、数的処理Ⅱ(1)、数的処理Ⅲ(1)、社会科学Ⅱ(1)、自然科学(1)、人文科学(1)、憲法演習(1)、行政法演習(1)、民法(総則、物権)演習(1)、民法(債権、親族・相続)演習(1)、ミクロ経済学演習(1)、マクロ経済学演習(1)、法律科目演習Ⅰ(1)、法律科目演習Ⅱ(1)、経済科目演習Ⅰ(1)、経済科目演習Ⅱ(1)、行政科目演習Ⅰ(1)、行政科目演習Ⅱ(1)、会計学演習(1)、専門科目記述式演習(1)、公務員試験直前対策Ⅰ(教養)(1)、文章理解演習(1)、人文科学演習(1)、公務員試験直前対策Ⅱ(教養)(1)、社会科学演習(1)、自然科学演習(1)、公務員試験直前対策Ⅰ(SPI)(1)、公務員試験直前対策Ⅱ(SPI)(1)、公務員試験直前対策Ⅲ(教養)(1)、公務員試験直前対策Ⅲ(SPI)(1)、公務員人物試験対策(1)

別表10(第29条関係) 削除

別表11(第27条関係)

**留学生特別科目**

初級日本語ⅠA(2)、初級日本語ⅡA(2)、初級日本語ⅠB(2)、初級日本語ⅡB(2)、初級日本語ⅠC(2)、初級日本語ⅡC(2)、初級日本語ⅠD(2)、初級日本語ⅡD(2)、初級日本語ⅠE(2)、初級日本語ⅡE(2)、日本語講座Ⅰ(2)、日本語講座Ⅱ(2)、日本事情Ⅰ(2)、日本事情Ⅱ(2)、比較文化Ⅰ(2)、比較文化Ⅱ(2)

別表12(第62条関係)

○入学検定料

対象	金額
家政学部・人間科学部入学試験受験者	32,000円
大学入試センター試験利用入学試験受験者	16,000円

1 第19条の規定により選抜試験を受験する者のうち、福原学園が設置する大学

(大学院を含む。)及び短期大学(専攻科を含む。)の卒業見込みの者及び卒業生の入学検定料については半額とし、福原学園が設置する高等学校(専攻科を含む。)の卒業見込みの者及び卒業生の入学検定料については全額免除とする。

2 インターネット出願を利用した場合は、1志願ごとに2,000円を減額する。

○入学金及び授業料その他の学納金

学 部	学 科 名	入 学 金	授 業 料	教育充実費	施設設備資金	合 計
家政学部	生活デザイン学科	280,000円	674,000円	—	230,000円	1,184,000円
	栄 養 学 科	280,000円	674,000円	—	250,000円	1,204,000円
人間科学部	児童・幼児教育学科	260,000円	680,000円	30,000円	230,000円	1,200,000円
	心理・文化学科					

- 1 第20条の規定により入学を許可された者のうち、
  - (1) 福原学園が設置する大学(大学院を含む。)、短期大学(専攻科を含む。 )及び高等学校(専攻科を含む。 )の同窓生(卒業生)子女が本学に入学を許可された場合の入学金については、本表金額の半額とする。
  - (2) 自由ヶ丘高等学校(専攻科を含む。 )の卒業見込みの者及び卒業生で本学が実施する入学試験により入学を許可された場合の入学金については、全額免除とする。
  - (3) 自由ヶ丘高等学校(専攻科を含む。 )の卒業見込みの者及び卒業生で本学が実施する入学試験のうち、専願入試により入学を許可された場合の授業料については、本表金額の半額とする。
  - (4) 自由ヶ丘高等学校(専攻科を含む。 )の卒業見込みの者及び卒業生で併願入試により入学を許可された場合の施設設備資金については、全額免除とする。
- 2 第21条の規定により学士入学を許可された者のうち本学、九州女子短期大学(専攻科を含む。 )及び九州共立大学(大学院を含む。 )の卒業見込みの者及び卒業生の入学金については、全額免除とする。
- 3 第22条の規定により編入学を許可された者のうち九州女子短期大学(専攻科を含む。 )の卒業見込みの者及び卒業生並びに本学及び九州共立大学(大学院を含む。 )を中途退学した者の入学金については、全額免除とする。
- 4 第61条の規定により社会人特別入学及び社会人特別編入学を許可された者の入学金については、全額免除とし、授業料及び施設設備資金については、本表

金額の3分の1の額とする。

## ○K-CIP科目学納金

費用	金額	備考
登録料	20,000円	
履修料	10,000円	1単位につき、オプション科目も同額

別表13（第63条関係）

科目等履修生	登録料	20,000円
	履修料 1単位	10,000円
聴講生	登録料	10,000円
	聴講料 1単位	5,000円
	実験実習費 1単位	5,000円

- 九州女子短期大学専攻科の学生が、科目等履修生になった場合は、登録料及び履修料は免除する。ただし、教職専門科目の履修料は徴収する。

## ○九州女子大学学部教育運営委員会規程

平成27年学園規程第8号

施行：平成27年4月1日

(目的)

**第1条** この規程は、九州女子大学学則（以下「学則」という。）第8条の規定に基づき、九州女子大学（以下「本学」という。）の各学部に教育運営委員会を置き、教育研究の適正かつ効果的な運営に資することを目的とする。

(組織)

**第2条** 教育運営委員会は、各学部に所属する専任の教授、准教授、講師及び助教をもって構成する。

2 教育運営委員会は、必要に応じその構成員の退席、又は構成員以外の者の出席を求めることができる。

(審議事項)

**第3条** 教育運営委員会は、学部の教育研究に関する次の各号に掲げる事項を審議し、学長に意見を述べるものとする。

(1) 学生の卒業又はその他の学生の在籍に関する事項

(2) 学位の授与に関する事項

(3) 前2号に掲げるもののほか、教育研究に関する重要な事項で教育運営委員会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定めるもの。

2 教育運営委員会は、前項に規定するもののほか、学長及び学部長その他の教育運営委員会が置かれる組織の長がつかさどる教育研究に関する事項について審議し、及び学長等の求めに応じ、意見を述べることができる。

(招集及び議長)

**第4条** 学部長は、教育運営委員会を招集し、その議長となり、学部運営の衝に当たる。

2 学部長に事故あるときは、学部長があらかじめ指名する教育職員が代行する。

3 学部長は、原則として毎月1回定例の教育運営委員会を招集する。

4 教育運営委員会の招集は、原則として開催日の3日前までに議事事項を付し通知する。ただし、緊急の場合はこの限りでない。

(会議及び議事)

**第5条** 教育運営委員会は、構成員の3分の2以上の出席がなければ成立しない。

2 教育運営委員会の議事は、出席者の過半数をもって決する。ただし、可否同数の



ときは、議長の決するところによる。

(委員会)

**第6条** 教育運営委員会は、必要に応じ常設又は臨時の委員会を設置することができる。

2 委員会については、別に定める。

(記録)

**第7条** 学部長は、教育運営委員会開催ごとに議事録文書の作成を命じ、関係書類とともに保管しなければならない。

(全学教育運営委員会)

**第8条** 学長は、必要に応じ全学教育運営委員会を開催することができる。

2 全学教育運営委員会に関し必要な事項については、別に定める。

(事務)

**第9条** 教育運営委員会の事務は、総務課において処理する。

(細則委任)

**第10条** その他教育運営委員会の運営に関し、必要な事項については、別に定める。

#### 附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

## ○九州女子大学教員人事計画委員会規程

平成27年学園規程第2号

施行：平成27年4月1日

最終改正：令和3年4月1日

(趣旨)

**第1条** この規程は、九州女子大学学則（昭和37年学園規則第1号）第8条及び福原学園大学教員人事計画委員会規則（平成18年学園規則第23号）第11条第2項の規定に基づき、九州女子大学教員人事計画委員会（以下「委員会」という。）の組織、議事の手続きその他必要な事項を定めるものとする。

(任務)

**第2条** 委員会は、次の各号に掲げる事項を審議し、学長に意見を述べるものとする。

- (1) 教育職員の教育研究業績の審査に関する事項
- (2) 福原学園大学教員人事計画委員会からの諮問事項
- (3) その他、教育研究業績に関する重要事項で、委員会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定めるもの

(組織)

**第3条** 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって構成する。

- (1) 学長
  - (2) 副学長
  - (3) 各学部長
  - (4) 共通教育センター所長
  - (5) 各学部から推薦された教育職員 各1名
- 2 前項に定める者のほか、学長が必要と認めた職員を委員に加えることができる。

(任期)

**第4条** 前条第1項第5号及び第2項に定める委員の任期は1年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 委員に欠員が生じた場合の後任委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

**第5条** 委員会に委員長を置き、学長が指名する委員をもって充てる。

- 2 委員長は、委員会を主宰する。
- 3 委員長に事故あるときは、あらかじめ委員長が指名した委員がその職務を代行する。

(議事)

**第6条** 委員会は、委員の過半数が出席しなければ議事を開き、議決することができない。

2 委員会の議事は、出席した委員の過半数の賛成を必要とする。

(委員以外の職員の出席)

**第7条** 委員会が必要であると認めた場合は、委員以外の職員の出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。

(審査部会)

**第8条** 委員会に、教育研究業績等の審査を行うため、次の各号に掲げる学部等審査部会(以下「審査部会」という。)を置く。

(1) 家政学部審査部会

(2) 人間科学部審査部会

(3) 共通教育センター審査部会

2 審査部会は、別に定めるところにより、委員長が指名した審査委員をもって構成する。

3 審査部会に審査部会長を置き、委員長が指名する。

4 審査部会が審査した事項について委員会の審議に付さなければならない。

5 審査部会の運営等に関し必要な事項は、委員会において定める。

(雑則)

**第9条** この規程に定めるもののほか、委員会の運営等に関し必要な事項は、学長が定める。

(事務)

**第10条** 委員会の事務は、法人事務局総務課において処理する。

**附 則**

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

**附 則**

この規程は、平成28年5月17日から施行する。

**附 則**

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

## ○九州女子大学入学者選抜規程

昭和63年学園規程第12号

施行：昭和63年9月27日

最終改正：令和3年4月1日

### 第1章 総則

(目的)

**第1条** この規程は、九州女子大学学則（昭和37年学園規則第1号）第8条及び第19条の規定に基づき、入学者の選抜に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(入学者の選抜)

**第2条** 入学者の選抜は、次の各号による。

- (1) 推薦入学者選考
- (2) 一般入学者選考
- (3) 特待生入学者選考
- (4) 学士入学者、編入学者及び転入学者の選考
- (5) 再入学者の選考
- (6) 外国人入学者の選考（九州女子大学外国人特別入学要項（平成28年学園内規第1号）の定めるところによる。）
- (7) 帰国生徒の入学者選考（九州女子大学帰国生徒特別入学要項（平成28年学園内規第2号）の定めるところによる。）

### 第2章 入学試験実施機関

(委員会及び専門部会)

**第3条** 入学者の選抜に関する事項を処理するため、次の委員会及び専門部会を置く。

- (1) 入学試験委員会
- (2) 入学試験出題部会
- (3) 入学試験事務部会

(入学試験委員会)

**第4条** 入学試験委員会（以下「入試委員会」という。）は、次の各号に掲げる委員をもって構成する。

- (1) 学長
- (2) 副学長
- (3) 各学部長
- (4) 教務部長

- (5) 各学科長
- (6) 各学部から選出された教育職員 各2名
- 2 前項に定める者のほか、学長が必要と認めた職員を委員に加えることができる。
- 3 入試委員会の委員長は学長とする。
- 4 委員長に事故あるときは、学長があらかじめ指名した委員がその職務を代行する。
- 5 委員の任期は1年とする。ただし、再任を妨げない。
- 6 委員に欠員が生じた場合の後任委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(審議事項)

**第4条の2** 入試委員会は、入学者の選抜に関する次の各号に掲げる事項を審議し、学長に意見を述べるものとする。

- (1) 学生の入学に関する事項
- (2) 入学試験の実施に関する事項
- (3) 前条に基づく各専門部会の総括に関する事項
- (4) その他入学試験、入試広報及び学生募集に関する重要な事項で、入試委員会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定めるもの。

(入試委員以外の者の出席)

**第5条** 委員長が必要と認めたときは、入試委員会に委員以外の者を出席させることができる。

(会議の招集)

**第6条** 委員長は、会議を招集し、その議長となる。

- 2 委員長は、副委員長にその職務を代理させることができる。

(定足数及び議決)

**第7条** 入試委員会の定足数は、委員の3分の2以上とする。

- 2 入試委員会の議決は、出席委員の過半数をもって決する。
- 3 学部長は、入試委員会の議事を関係教育運営委員会に報告する。

(入試委員会の事務)

**第8条** 入試委員会の事務は、入試広報課において処理する。

(入学試験出題部会の構成)

**第9条** 入学試験出題部会（以下「出題部会」という。）は、出題部会長、科目責任者及び出題委員で構成する。

- 2 前項の科目責任者及び出題委員は、実施する入学試験の教科目ごとに置くものとする。
- 3 第1項に規定する者の選任に関する事項は、別に定める。

- 4 出題部会長は、会議を招集し、その議長となる。
- 5 出題部会の定足数は、委員の過半数とし、その議決は、出席委員の過半数をもって決する。

(出題部会の業務)

**第10条** 出題部会は、次に掲げる業務を行う。

- (1) 試験問題の作成
- (2) 試験問題の校正
- (3) 試験問題の採点
- (4) 試験成績の報告
- (5) その他試験問題及び採点に関し、入試委員会から委嘱を受けた事項

(出題部会の事務)

**第11条** 出題部会の事務は、入試広報課において処理する。

(入学試験事務部会の構成)

**第12条** 入学試験事務部会（以下「事務部会」という。）に部会長及び委員を置き、学長が委嘱する。

- 2 事務部会長は、学長があらかじめ指名した者をもって充てる。
- 3 事務部会長は、会議を招集し、その議長となる。
- 4 事務部会委員は、各学科長とする。
- 5 事務部会の定足数は、委員の過半数とし、その議決は、出席委員の過半数をもって決する。

(事務部会の業務)

**第13条** 入学試験事務部会は、次に掲げる業務を行う。

- (1) 入試要項、入試ガイドの編集
- (2) 試験監督、面接委員、補助員その他入試要員の配置等の企画立案
- (3) 入学願書、調査書等の受理点検、報告及び保管
- (4) 入試採点の集計、判定会議資料の作成
- (5) 地方会場との連絡
- (6) 合格通知書及び不合格通知書の点検・確認
- (7) その他入試委員会から委嘱を受けた入試に関する業務

(事務部会の事務)

**第14条** 事務部会の事務は、入試広報課において処理する。

(試験本部)

**第15条** 試験の実施に当たり試験本部を置く。

(試験本部の構成)

**第16条** 試験本部は、次に掲げる者をもって構成する。

- (1) 学長、副学長
- (2) 各学部長
- (3) 出題部会長
- (4) 事務部会長
- (5) 事務局長

2 試験本部長は学長をもって充てる。

3 学長は、副学長にその職務を代理させることができる。

(試験本部の事務)

**第17条** 試験本部の事務は、入試広報課において処理する。

### 第3章 合否判定

(合否判定)

**第18条** 合否判定基準は、第2条に定める選考の結果及び人物評価、文化の技能を考慮し、入試委員会で決定する。

2 合否判定は、前項に定める合否判定基準に基づき入試委員会において行う。

3 学士入学者、編入学者及び外国人入学者の合否判定は、関係学科で作成された判定原案に基づき、入試委員会で行う。

4 特待生に関する選考基準は、別に定めるところによる。

5 帰国子女の入学者選考基準は、別に定めるところによる。

(合格者の決定)

**第19条** 合格者の決定は、学長が入試委員会の意見を聴いて決定する。

2 学長は合格者を決定したときは、速やかに理事長に報告するものとする。

#### 附 則

1 この規程は、昭和63年10月1日から施行する。

2 九州女子大学入試委員会規程（昭和60年4月1日）は、廃止する。

#### 附 則

この規程は、平成2年10月1日から施行する。

#### 附 則

この規程は、平成8年9月4日から施行する。

#### 附 則

この規程は、平成17年5月30日から施行し、平成17年4月1日から適用する。

#### 附 則

## 九州女子大学入学者選抜規程

この規程は、平成18年12月12日から施行し、同年5月1日から適用する。

### 附 則

この規程は、平成22年6月11日から施行し、同年4月1日から適用する。

### 附 則

この規程は、平成23年6月17日から施行し、同年6月1日から適用する。

### 附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

### 附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

### 附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

### 附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。